平成２７年（フ）第９１９号
名古屋市中村区佐古前町７番35号　第６スカイビル４Ｂ号
破産者　中島　　茂
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１２号
大阪市旭区太子橋１丁目17番６号、住民票上の住所大阪府寝屋川市成田南町６番16号
破産者　田原電機こと　田原　孝一
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２７号
大阪市住之江区御崎１丁目２番25号プリエール住之江御崎605号室、開始決定時大阪市住之江区御崎５丁目11番25号
破産者　渡部　哲司
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５５号
堺市北区北長尾町４丁３番７号　ハイツオークヒル301号、前住所大阪市住之江区南港中２丁目３番11―905号
破産者　渡邊　高志
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６号
大阪府富田林市久野喜台１丁目８番604―504号
破産者　赤尾賢一朗
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４２号
神戸市灘区灘南通６丁目１番５―301号、従前の住所神戸市東灘区北青木４丁目13番８号
破産者　冨岡　　洋
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７８号
神戸市中央区山本通４丁目15番24―305号
破産者　安原　利道
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９６号
北九州市八幡西区楠橋南２丁目12番５号
破産者　坂本　孝徳
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１７号
熊本県阿蘇郡小国町大字上田1965番地、申立時の住所熊本市東区御領５丁目９―20　御領ハイツ210号
破産者　秋吉　泰志
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
北海道網走郡大空町女満別西５条４丁目１番２―205号はなぞの公住、旧住所北海道石狩市緑苑台東３条２丁目62番地
破産者　山本　秀憲
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
青森県八戸市大字尻内町字中道29番地４
破産者　上野　真二
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
大津市皇子が丘２丁目10番25―201号
破産者　木村小夜子
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５号
兵庫県西宮市剣谷町11番13号
破産者　髙橋　正弘
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６７号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目９番１―1303号、前住所兵庫県尼崎市元浜町３丁目33番地
破産者　福永ひろみ（旧姓田代）
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５９号
広島市東区中山中町５番11―302号　Ｂ棟
破産者　松永由美子
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
宮崎市堀川町134番地２　フレクション堀川205号
破産者　吉井　政明
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５３号
宮崎市恒久１丁目８番地２　鶴田第３コーポ302号
破産者　長友　由香
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係